

2023年5月

UAゼンセン医療共済 加入者の皆様へ

UAゼンセン共済事業局長

## 新型コロナウイルス感染症における「入院の特別扱い」対応の変更について

日頃はUAゼンセン共済活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、UAゼンセン医療共済の引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社より、新型コロナウイルス感染症の「感染症法」上の位置づけが、現在の「二類」から「五類」に変更された場合、2023年5月8日以降の「入院の特別取扱い」（以下「みなし入院」）を終了する旨の通知を受けました（別紙参照）。

UAゼンセンとしても、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「五類」となった場合は、季節性インフルエンザと同様となること、医療機関での診療も通常通り行われること、現状新型コロナウイルス感染症の重症化リスクがほとんどないことを踏まえ、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症として診断された方については、保険会社同様「みなし入院」を終了することといたします。

加入者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

### **<今後の新型コロナウイルス感染症と診断された方に対する医療共済の対応について>**

#### **1. 2023年5月7日（日）までに新型コロナウイルス感染症と診断された方**

自宅療養された場合下記（1）に該当する方は保険会社の給付対象基準に従って入院給付金のお支払いをします。

##### **（1）「みなし入院」として入院給付の対象となる方**

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

##### **（2）上記（1）①～④に該当しない方**

自宅または宿泊療養施設で療養された方であっても入院給付金は支払われません。

ただし、休業保障特約加入者においては、他の病気やケガと同様に医師の就労不能と判断する期間の記載のある診断書と会社の実際に休業した期間の証明書（休業証明書）があれば、**連続5日以上継続して自宅療養した場合、5日目から休業保障給付金をお支払いします。**

また診断書の取付ができない場合は、特例として発症日をゼロとして7日間を休業期間とみなし、5日目からの自宅療養期間を休業保障給付金としてお支払いします。

#### **2. 2023年5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方**

自宅療養された場合の入院給付金のお支払いはありません。

##### **（1）医療機関へ入院された場合は、入院給付金をお支払いします。**

##### **（2）休業保障特約加入者においては、他の病気やケガと同様に医師の就労不能と判断する期間の記載のある診断書と会社の実際に休業した期間の証明書（休業証明書）があれば、連続5日以上継続して自宅療養した場合、5日目から休業保障給付金をお支払いします。（上記1（2）の診断書取付ができない場合の特例はありません。**

対応一覧	新型コロナウイルス感染症陽性判定日（診断日）					
	2023年5月7日（日）まで			2023年5月8日（月）以降		
	1.(1)①～④の方	左記以外の方		1.(1)①～④の方	左記以外の方	
休業特約加入なし		休業特約加入あり	休業特約加入なし		休業特約加入あり	
医療機関に入院	○ 対象	○ 対象	○ 対象	○ 対象	○ 対象	○ 対象
自宅または宿泊療養施設で療養	○ 対象	× 対象外	診断書取付の特例あり	<b>× 対象外</b>	× 対象外	<b>診断書取付の特例なし</b>

【新型コロナウイルス感染症 休業保障加入者診断書取付の特例とは】

医療機関に受診することなく、検査キットで陽性結果を受け陽性者登録センター等に登録し陽性判定された方、家族がコロナ陽性判定を受け電話のみでみなし陽性判定を受ける方が昨年秋ごろ増えておりました。このような場合には病院の診断書がとることができないので、新型コロナウイルス感染症陽性診断者で自宅療養した場合の休業保障特約給付金請求に限定し、診断書提出を省略することとしました。

○診断書省略時の給付認定日数：8日間（発症日を0日として以降7日間）

ただし実際に自宅療養期間が8日間を超える場合は、原則通り病院の診断書をご提出下さい。

以上

<追伸>

4月に配布いたしました「医療共済加入者のしおり」P.31～32に誤植があることが分かりました。お手数をおかけし申し訳ございませんが、訂正版を同封いたしますので、該当ページに挟み込んでくださいますようお願い致します。

〈本件に関する問い合わせ先〉

UAゼンセン共済事業局（TEL）03-3288-3533

電話受付時間：午前10時～午後4時

UAゼンセン福祉共済会（TEL）03-3288-3534

電話受付時間：午前10時～午後3時